

(5) 情報連携と所得確認の添付書類について

(1)～(4)までは、「かけはし」第58号、第59号の障害年金講座を参照してください。

Q12

令和元年7月1日以降、日本年金機構では情報連携により、

①平成29年4月1日以降の住民票情報、

②平成29年度（平成28年分）以降の所得情報が確認できると聞きました。

今回、20歳前障害で認定日請求する予定ですが、所得証明について省略できるケース、できないケースを教えてください。（※前提として、子はいないものとします。）

A12

障害認定日が平成29年6月30日以前となる場合は、所得に関する添付書類が必要です。

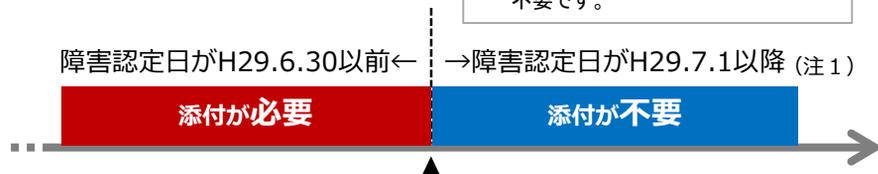
【情報連携により省略できる書類】

平成29年度（平成28年分）以降の所得情報

【添付が必要な書類】

平成28年度（平成27年分）以前の所得情報については、情報連携による取得ができないことから、情報連携開始前と同様に、市区町村が発行した所得証明書または所得状況届の添付が必要です。

※ H29.7.1以降受付の事後重症請求も不要です。



～具体的な事例～

生まれながら（生来）の知的障害で初診日が生まれた日、障害認定日が20歳到達日の例

	事例1	事例2
	生年月日 平成9年7月 1日	生年月日 平成9年7月 2日
	障害認定日 平成29年6月30日	障害認定日 平成29年7月1日 (注1)
情報連携で取得できる情報	平成29年度（平成28年分）以降の所得情報	平成29年度（平成28年分）以降の所得情報
添付が必要な書類	平成28年度（平成27年分）の所得証明書または所得状況届	なし (情報連携で全て確認できるため。)

(注1) H29.7.1以降であっても、DVなどで必要な情報が情報連携から取得できない場合は、日本年金機構から請求者等に対して、添付書類の提出を依頼することがあります。

【参考】本人の所得による支給制限について

20歳前障害による障害基礎年金を受給する方の前年所得が政令で定められた金額を超えた場合は、その年の8月分から翌年7月分までの間、全額または半額支給停止となります。

受給権発生年月日※の翌月分以降が所得審査の対象になります。

※ 受給権発生年月日 障害認定日請求・・・障害認定日
事後重症請求・・・請求書の受付日

(例) 障害認定日(受給権発生年月日)が平成29年6月30日の場合

- 受給権発生年月日の翌月の平成29年7月分以降が所得審査の対象となります。
- そのため、平成28年度(平成27年分)以降の所得の確認が必要になります。

